

令和8年第6回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和8年6月19日
2. 開催日時 令和8年6月26日 午後3時00分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 12人

5. 出席委員

- 1番 松野藤四郎委員
2番 古川 正敏委員
3番 廣瀬 秀男委員
4番 青木千恵子委員
6番 林 鉄雄委員
7番 豊田美津雄委員
8番 高田 住代委員
9番 高田 里美委員
12番 馬淵 正直委員
13番 北村 一也委員
14番 酒井 健詞委員

6. 欠席委員

- 5番 浅野 隆士委員
11番 武藤 誠委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

- | | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 松尾 路成 |
| 事務局次長 | 馬淵 好人 |
| 書記 | 住 義之 |
| 書記 | 松野 真和 |

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議 事 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

日程第3 農地法関連議案について

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について

議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農地中間管理事業（農地バンク）法関連議案について

議案第27号 農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日程第5 農業委員会の活動報告の点検・評価について

議案第23号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について（継続）

日程第6 その他について

議案第16号番号1の農地法第5条第1項の規定による許可申請の県知事許可について

10. 審議の経過

(午後3時00分)

○議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第6回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。

○議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、3番廣瀬秀男委員、4番青木千恵子委員の2名を指名いたします。

○議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和8年5月12日から令和8年6月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第9号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」及び報告第10号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。

(事務局報告)

○議 長 只今、事務局から報告がありました報告第9号及び報告第10号について、質疑等ありませんか。

(質疑、意見なし)

○松野委員 第9号瑞穂市字領下分についてですが、644㎡のうち243㎡は現況雑種地という解釈で良いですか。

○事務局 243㎡につきましては現況雑種地でありましたので、農地転用手続きがなされておりましたので、農地転用していただきました。残地については、この届出と同時に田から畑への使用目的変更がされておりますので、現況は畑になっております。

○議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。

○議長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議長 只今、事務局から説明がありましたが、議案第24号番号1、番号2及び議案第25号番号1について高田委員ご意見がありましたらお願い致します。

○高田委員 特段問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 議案第24号番号3宮田地区及び議案第26号番号3について、酒井委員ご意見ありますか。

○酒井委員 特段問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 議案第24号番号3のうち呂久地区について高田委員ご意見ありますか。

○高田委員 特段問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議長 議案第26号番号4について古川委員ご意見ありますか。

○古川委員 特段問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議長 議案第26号番号5についてですが、私の担当地区であります。先月の農地転用に伴う工事のための一時転用ということで、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、暫時休憩とします。再開は15時40分とします。

(休憩)

○議 長 只今より再開します。

○議 長 議案第２４号番号１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第２４号番号１について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第２４号番号２について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第２４号番号２について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第２４号番号３について、今尾委員が関係者となりますので、退席をお願い
します。
(今尾委員退席)

○議 長 議案第２４号番号３について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第２４号番号３について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 今尾委員の入室を認めます。(今尾委員入室)

○議 長 議案第２５号番号１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)

○松野委員 今回の案件は４条転用で倉庫を建設するものだと思いますが、転用目的が一般個人住宅になっている理由について教えてください。

○事務局 お答えします。今回の建物は自家用の物置で、農業用倉庫とまでは言えないもので農業用施設にもできず一旦一般個人住宅にしておりますが、県の考え方によっては変える必要があるかもしれない部分になります。

○松野委員 今回の建物は基礎からやるものなのでしょうか。

○事務局 許可申請書を見ていただきたいと思います。コンクリート基礎に軽量鉄骨造の倉庫を建てるものになります。

○議 長 農業用倉庫であれば一定面積以下であれば転用許可がなくても建てることのできるのですが、違うということであれば変わってくると思います。

○高田委員 私のところに息子さんがおみえになって、今小さい農業倉庫が建っているところを将来更地にして、家を建てると言ってみえました。

○議 長 議案第２５号番号１について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第２６号番号３について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第２６号番号３について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第２６号番号４について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第２６号番号４について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第２６号番号５について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第２６号番号５について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 日程第４、農地中間管理事業法関連議案についてを議題とします。議案第２７号「農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)
- 議 長 議案第２７号番号１から番号６までが、今尾委員が関係者となりますので、退席をお願いします。
(今尾委員退席)
- 議 長 議案第２７号番号１から番号６について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)

○議長 質疑、意見がないものと認めます。議案第27号番号1から番号6について原案のとおり意見なしとすることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長 長 全会一致と認め、意見なしと決定いたしました。

○議長 長 今尾委員の入室を認めます。(今尾委員入室)

○議長 長 議案第27号番号7から番号9について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見なし)

○議長 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第27号番号7から番号9について原案のとおり意見なしとすることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長 長 全会一致と認め、意見なしと決定いたしました。

○議長 長 日程第5、農業委員会の活動報告の点検・評価についてを議題とします。議案第23号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」ですが、まず、6月25日に開催された農地利用最適化推進委員会で、この件に関し特段意見がないことを決定されたことをご報告します。審議を農政部会ならびに農地部会に付託しておりましたので、各部長に審議結果の報告を求めます。まず農地部会長の北村和也委員に審議結果の報告を求めます。

○北村委員 議案第23号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」は、農地部会におきましてⅠ農業委員会の状況、Ⅲ事務の実施状況について付託されましたので、本日総会前に巢南庁舎公室において開催し慎重に審議を行いました。その結果を説明いたします。Ⅰ農業委員会の状況については、2農家・農地等の概要で言葉の意味についての質問がありました。総農家数は、1反以上、売上が5万円以上の方、農業経営体数は、3反以上、売上が50万円以上の方であること、基幹的農業従事者数は15歳以上の

専業と第1種兼業農家の人数という説明がありました。認定農業者数について質問がありまして、そのうち法人が何社ありますかという質問に対し9社ということで、農業参入法人の17社の数に含まれるということでした。また、耕地面積は公表されているのかという質問に対しましては、農林水産省及び岐阜県のホームページ等で公開されているとのことでした。Ⅲ事務の実施状況につきましては、3農地転用に関する事務の1年間の処理件数23件のうち4条が6件、5条が17件ということでした。許可相当として23件、実際の県許可も23件とのことでした。また、4違反転用への対応につきましては、実際に見回りなどにより確認はしたかという質問に対し、各委員ではそういった確認はしていないということでしたが、事務局において建築確認申請において照会が来ますので、その時に分かれば指導しているとの説明がありました。結果として、出席者全員一致で原案の通りで問題なしと決定しましたので、ご報告致します。以上で農地部会長報告を終わります。

○議長 続きまして、農政部会の高田委員からの審議結果の報告を部会長の高田里美委員にお願いします。

○高田委員 只今、議題となりました議案第23号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、農政部会にⅡ最適化活動の実施状況について付託されましたので、農政部会を本日総会開催前に巣南庁舎公室において、農業委員会事務局に出席を求め開催し、慎重に審議を行いました。審議の結果を申し上げますと、Ⅱ最適化活動の実施状況の(1)農地の集積の中で、令和7年度当初の集積面積が279haでありましたが、今年度末時点では281haになっているということと、年度中に発生した新規集積面積は2haであったとの説明を事務局より受けました。昨今の生産物の価格上昇を踏まえ担い手が増加傾向ではありますが、年度末は利用権設定や農地中間管理事業の貸借が切れるタイミングと重なるため、正確な数値は把握し難いということですが、順調に農地の集積は進んでいると思われます。また、(2)の遊休農地解消面積は0.4haということで、事務局より野田新田、中宮地区の遊休農地が解消されたという説明を受けました。(3)新規参入の促進については、農地所有者の同意を得て公表した面積が0.6haの目標のところ、2.1haという実績になっており、大きく目標を上回る結果となっています。最後に推進委員等の点検・評価につきまして、今回1名の委員が「目標に対して期待通りの結果を得られた」

という評価となり、日々の農地の最適化に向けた活動を記録していくことは、なかなか委員各位におかれてはご多用とは思いますが、努力すべきという認識を改めて共有いたしました。以上、全体を通しては、特に反対意見等もなく、付託されている案件につきまして、出席部全員一致で原案の通り問題なしと決定しましたので、ご報告いたします。

○議 長 議案第23号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第23号について農政部会並びに農地部会の報告を農業委員会の案と定めることに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、報告のとおり決定されました。

○議 長 日程第6その他について議題とします。議案第16号番号1の農地法第5条第1項の規定による許可申請書の県知事許可につきましては、前回の総会でお諮りした宅地分譲の件になりますが、進捗状況について事務局の報告を求めます。
(事務局説明)

○議 長 建築条件付で許可が降りたということになります。

○議 長 このことについて、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第6回総会を閉会いたします。